

令和7年度 さいたま市立岩槻小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る。そして、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、学校は、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務がある。

本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることのできる、いじめが起きない、いじめを許さない学校をつくるため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「さいたま市立岩槻小学校いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な取り組みを示す。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許さない」「児童は最後まで守り抜く」という前提に立ち、児童にも発信する。
- 2 児童が主体的に創意工夫を発揮できる機会を保障する教育活動を推進する。
- 3 児童同士の間、児童と教師の間に、よさを認め合い、だめなものはだめと言える雰囲気の醸成、親和的な人間関係を構築する。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 未然防止、早期発見、早期対応、継続的見届けに努める。
- 7 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2） 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、本校選出の学校運営協議会委員、関係職員
※必要に応じて、構成員以外（各学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長、弁護士、医師、警察関係者等）の関係者を招集できる。

（3） 開催

ア 定例会（学校運営協議会と兼ねて開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催、月に一回）

ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4） 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

ウ いじめの早期発見・事案対処ため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む。）

2 岩小いじめ0（ゼロ）委員会

- (1) 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：運営委員、4～6年各学級代表委員、各委員会委員長
- (3) 開 催：3学期
- (4) 内 容
- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 具体的実践の取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、本校児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロ

ールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○「いのちの支え合い」を学ぶ授業は、全学年で実施する。

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「インターネットセキュリティ教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「インターネットセキュリティ教室」の実施：5年生

6 異学年交流（縦割りなかよしグループ活動）を通して

(1) 1年生から6年生までの少人数グループで構成した縦割り活動を行うことで、異年齢集団での学び合いや助け合い、育み合う気持ちや態度を育て、いじめのない集団作りに努める。

○「縦割りふれあい遊び」の実施

7 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子供の些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気が付くこと。
- ・気が付いた情報を確実に共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 登校：遅刻・欠席、視線・挨拶 等

(2) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底、
長期間の体調不良 等

(3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、机と机が離れている、
出歩き、字の乱れ、発言時の反応、集中力 等

- (4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してのからかいの様子，遊び場所　メンバー，
特定のグループ・個人のチャイム着席遅れ　等
- (5) 給食：班から机を離して食べる，食欲がない，極端な盛り付け，当番・分担の偏り，
会話の内容と参加頻度　等
- (6) 清掃：当番・分担の偏り，特定児童の荷物や机を運ばない　等
- (7) 下校：視線・挨拶，下校メンバー・独りぼっち，慌てた下校・無用な居残り，
荷物を持たせられる　等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施　　： 4月・9月・1月（年3回実施）
- (2) アンケート結果　　： 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて，児童と面談を行う。
面談した児童について，学年・学校で情報共有する。その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」
か記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを適宜実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 毎月，教育相談日を設定する。
- (2) 1学期に個人面談を行う。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①「さわやか相談員来校のお知らせ」の配付
 - ②Sola ルームの活用

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：年1回実施
- (2) アンケート結果の活用：学校全体で情報共有と課題解決のために話し合い，共通理解共通行動をとる。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員，防犯ボランティア，本校選出の学校運営協議会委員から，それぞれの会議で挙げた事を学校全体で情報共有し，課題解決に向けて共通理解共通行動をとる。

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

○校長・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

関係機関や教育委員会への連絡・報告を行う。

○教頭・・・担任をはじめ、教職員への指導・助言を行う。

保護者からの連絡・相談の窓口となる。

○教務主任・・・取り出し指導による補教や空き時間の教員による個別指導が行えるように調整を図る。

○担任・・・事実の確認のため、情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年担当・・・事案の規模拡大防止に努める。

情報収集・指導を行う。

○学年主任・・・担当する学年の児童の情報収集を行う。

担当する学年の情報共有を行う。

校長・教頭に報告する。

○生徒指導主任・・・児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。

校内・校外のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任・・・保護者や担任の要望に応じて、教育相談に同席する。

さわやか相談員やスクールカウンセラー、諸機関との連携を図る。

○特別支援教育コーディネーター・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか情報収集を行う。

○養護教諭・・・児童の健康状態や保健室来校児童の様子について、担任と日常的に密な情報交換を行う。

○さわやか相談員・・・児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○スクールカウンセラー・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。

○スクールソーシャルワーカー・・・情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。

○保護者・・・家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。

○地域・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き（令和7年1月改訂）」等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ）学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ基本方針の周知徹底や取組評価アンケートの実施，結果の検証を行う。

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

○指導過程や指導法，教材・教具の開発，掲示物等の環境について研修を進める。

○「学習の約束」により，授業規律を整える。

(2) 生徒指導に係る研修

○学校いじめ防止基本方針について，校内周知，改善を行う。

○いじめの事案検討を行い，事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

(3) 教育相談に係る研修

○毎学期、児童理解研修を行い，本校児童について全校で共通理解を深める。

(4) 情報モラルに係る研修

○教育 DX 推進部と ICT サポーターで連携して，適宜行う。

○「ネットいじめ」等に，迅速かつ適切に対応するため，年に 1 回行う。

○ICT 教育部と連携して，児童生徒の実態や発達段階に応じて，内容を検討する。

(5) いじめが生まれる背景に係る研修

○特別支援教育，国際教育，人権教育の充実に向けた校内研修を行う。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため，学校基本方針が，学校の実情に即して機能しているかを，いじめ対策委員会を中心に点検し，必要に応じて見直す，という PDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」，いじめ対策委員会の会議，校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：6月，11月，2月とする。

(2) いじめ対策委員会（定例会）の開催時期：毎学期

(3) 校内研修会等の開催時期：6月，8月，2月とする。

3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）

・ 5月：生徒指導に係る研修 → 学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

・ 8月：生徒指導に係る研修 → いじめ事案検討研修

・ 6，11，2月：教育相談に係る研修 → 子どもを知り合おう研修

・ 8月：情報モラルに係る研修 → 情報モラル研修

・ 8月：いじめが生まれる背景に係る研修 → 特別支援教育研修，国際教育研修，
人権教育研修

